

《Japan Tariff Association》

関税メー ル プレ ス

(No.219) 2012.6.26

発行元：日本関税協会 長崎支部

:095-825-0557

Fax:095-825-1748

<http://www.kanzei.or.jp/nagasaki/>



ホームページを一新しました



当支部は、ホームページのリニューアル作業を行って参りましたが、このたび改訂作業が終わりました。

『見やすく、使い勝手のよいホームページ』をコンセプトに、取り組んで参りますので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

▶ 長崎税関からのお知らせ ◀

輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱いについて

平成24年度関税改正に伴い、本年7月1日以降に輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を利用して行われた輸出入申告のうち、「区分1」とされた申告に係る通関関係書類の税関への提出は、原則省略されることとなります。

今般、長崎税関業務部は『輸出入申告における通関関係書類の簡素化に係る取扱いについて』(区分1とされた申告に係る通関関係書類の提出省略等[ガイドライン](#))を作成しました。

日本関税協会長崎支部のホームページの『長崎税関からのお知らせ』に、当該[ガイドライン](#)を掲載しましたので、ご利用下さい。

長崎支部ホームページ



<http://www.kanzei.or.jp/nagasaki/>